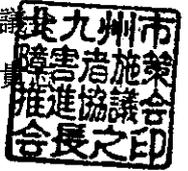


平成 29 年 8 月 2 日

北九州市長 北橋 健治 様

北九州市障害者施策推進協議会

会長 中村 貴



(仮称) 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例の
制定について (答申)

平成 29 年 6 月 30 日付北九保障障第 299 号で諮問のありました、「(仮称) 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例の骨子 (案)」について、当協議会において審議した結果、別紙のとおり答申します。

今後、本答申の内容を十分に踏まえて条例を制定していただき、北九州市における障害を理由とする差別の解消に向けた取組みを、さらに推進されることを期待しています。

なお、条例制定後は、下記の事項にご留意いただくよう要望します。

記

1 啓発活動について

障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるための啓発活動をより効果的なものとするため、障害のある人や関係団体の協力、参画の下で実施するとともに、その取組みを広く周知すること。

2 「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮」に関する事例の収集及び情報提供について

「不当な差別的取扱い」に該当する行為や「合理的配慮」として望ましい取組みが具体的にどのようなものか分かりにくいいため、市は、積極的に事例等を集積し、情報提供を行うこと。

3 潜在化する差別事案の積極的な掘り起こしについて

相談に至らないまま、埋もれている差別事案は少なくないと思われるため、相談体制の充実を図るとともに、その周知や関係機関との連携の強化を進めていくことにより、差別事案を掘り起こしていくこと。

4 条例の見直しの検討について

国の法制度の動向や本条例の施行状況等を勘案し、事業者による合理的配慮の在り方を含め本条例に規定する事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うこと。